令和７年度
奥能登広域圏事務組合人事行政の運営等の状況

人事行政の運営等について、奥能登広域圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年９月20日条例第３号）第６条の規定に基づき、本組合における職員の任用や給与、勤務条件などを公表するもの。

1　職員の任免及び職員数に関する状況

（1）採用の状況（令和８年４月１日現在）

| 区　分 | 試験採用 | 再任用 | 合　計 |
|---|---|---|---|
| 行政職 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 消防職 | 13 人 | 1 人 | 14 人 |

（2）退職の状況（令和７年度中）

| 区　分 | 定年退職 | 定年前早期 | 自己都合 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 退職者数 | 0 人 | 0 人 | 8 人 | 8 人 |

（3）職員採用候補者試験の実施状況（令和４年度中）

① 第１次試験（令和７年９月２１日実施）、第２次試験（令和７年１１月２日実施）

| 職種 | 受験者数（A） | | | １次試験合格者数 | | | ２次試験合格者数（B） | | | 最終倍率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | （A／B） |
| 消防吏員 | 9 人 | 1 人 | 10 人 | 6 人 | 1 人 | 7 人 | 6 人 | 0 人 | 6 人 | 1.7 |

② 追加募集（令和８年１月１８日実施）

| 職種 | 受験者数（A） | | | 試験合格者数（B） | | | 最終倍率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | （A／B） |
| 消防吏員 | 7 人 | 0 人 | 7 人 | 7 人 | 0 人 | 7 人 | 1.0 |

（4）部門別職員数の状況（各年４月１日現在）

| 区分／部門 | 職員数 | | 対前年比 |
|---|---|---|---|
| | 令和７年 | 令和８年 | 増減 |
| 総務 | 3 人 | 4 人 | 1 人 |
| 消防 | 185 人 | 189 人 | 4 人 |
| 合計 | 188 人 | 193 人 | 5 人 |

（5）職員年齢別構成の状況（令和８年４月１日現在）

| 職種 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 行政職 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 1 人 | 0 人 | 1 人 | 4 人 |
| 消防職 | 11 人 | 26 人 | 12 人 | 21 人 | 26 人 | 22 人 | 10 人 | 19 人 | 24 人 | 12 人 | 5 人 | 1 人 | 189 人 |
| 合計 | 11 人 | 26 人 | 13 人 | 21 人 | 26 人 | 22 人 | 10 人 | 19 人 | 25 人 | 13 人 | 5 人 | 2 人 | 193 人 |

（6）職員数の推移（各年４月１日現在）

| 区分／部門 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 | 令和７年 | 令和８年 | 過去５年の増減数 | 率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務 | 4 人 | 4 人 | 4 人 | 3 人 | 3 人 | 4 人 | 1 人 | 25.0 % |
| 消防 | 189 人 | 189 人 | 194 人 | 192 人 | 185 人 | 189 人 | ▲ 1 人 | ▲ 0.5 % |
| 合計 | 193 人 | 193 人 | 198 人 | 195 人 | 188 人 | 193 人 | ▲ 1 人 | ▲ 0.5 % |

2　職員の人事評価の状況

（1）評価者の区分

| 区分 | 被評価者 | 評価者 | |
|---|---|---|---|
| | | 第一次 | 第二次 |
| 監督者 | 係長以上 | 事務局長、次長<br>消防長、次長又は人事主管課長<br>署長、副署長、署参事、分署長 | 事務局長<br>消防長、次長又は人事主管課長<br>署長 |
| 一般 | 主査・主事以下 | 補佐級指定職員<br>消防第１・２係長 | 事務局長<br>課長・副署長・署参事 |

（2）評価の種類、基準日及び評価期間

| 評価の種類 | 基準日 | 評価期間 | 評価の方法 |
|---|---|---|---|
| 能力評価 | １０月１日 | 前年１０月１日～９月３０日 | 各評定要素を、５段階評価する。<br>（企画力、交渉力、指導力、知識技能、理解判断力、責任感、正確効率性、積極性、協調性、接遇、執務態度） |
| 業績評価 | １０月１日 | ４月１日～９月３０日 | 業務目標を設定し、その内容について５段階評価する。 |
| | ４月１日 | 前年１０月１日～３月３１日 | |

（3）評価の反映

勤勉手当成績率、昇給

3　職員の給与の状況

（1）人件費の状況（令和７年度決算）

| 歳出額 | 人件費 | 人件費率 |
|---|---|---|
| 千円 | 千円 | % |
| 2,165,285 | 1,534,459 | 70.9 |

（2）職員給与費の状況（令和７年度決算）

| 職員数（A） | 給与費 | | | | １人当たり給与費(B)/(A) |
|---|---|---|---|---|---|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計（B） | |
| 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 188 | 687,846 | 221,272 | 290,320 | 1,199,438 | 6,380 |

注）職員手当に退職手当は含まれておりません。職員数は令和７年４月１日現在の人数です。

（3）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和８年４月１日現在）

| 区分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|---|---|---|---|
| 行政職 | 円 348,175 | 円 412,036 | 歳 47.4 |
| 消防職 | 円 306,102 | 円 385,441 | 歳 36.6 |

注）平均給与月額は、給料及び職員手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。）の合計です。

（4）職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

| 区分 | | 初任給 |
|---|---|---|
| 行政職<br>消防職 | 高校卒 | 200,300　円 |

（5）級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

| | 級 | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | ７級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 行政職 | 職務内容 | 主事<br>主事補 | 主事 | 係長<br>主任<br>主査 | 課長補佐<br>主幹 | 危機管理官<br>参事<br>困難課長補佐 | 課長 | |
| | 職員数 | 1　人 | －　人 | －　人 | －　人 | 2　人 | 1　人 | －　人 |
| | 構成比 | 25.0　% | －　% | －　% | －　% | 50.0　% | 25.0　% | －　% |
| 消防職 | 職務内容 | 消防副士長<br>消防士 | 消防士長<br>消防副士長<br>消防士 | 消防司令補<br>消防士長 | 消防司令<br>消防司令補 | 消防司令<br>参与 | 消防司令長<br>消防司令 | 消防監<br>消防司令長 |
| | 職員数 | 60　人 | 21　人 | 41　人 | 35　人 | 22　人 | 6　人 | 4　人 |
| | 構成比 | 31.8　% | 11.1　% | 21.7　% | 18.5　% | 11.6　% | 3.2　% | 2.1　% |

（6）職員手当の状況（令和８年４月１日現在）

①　期末勤勉手当（令和８年度支給割合）

| 区分 | 奥能登広域圏 | | 国 | |
|---|---|---|---|---|
| | 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 令和８年　６月期 | 1.2625　月分 | 1.0625　月分 | 1.2625　月分 | 1.0625　月分 |
| 令和８年１２月期 | 1.2625　月分 | 1.0625　月分 | 1.2625　月分 | 1.0625　月分 |
| 計 | 2.5250　月分 | 2.1250　月分 | 2.5250　月分 | 2.1250　月分 |

②　退職手当

| 区分 | 奥能登広域圏 | | 国 | |
|---|---|---|---|---|
| | 自己都合 | 定年前早期・定年 | 自己都合 | 定年前早期・定年 |
| 勤続２０年 | 19.66950　月分 | 26.36550　月分 | 19.66950　月分 | 26.36550　月分 |
| 勤続２５年 | 28.03950　月分 | 33.27075　月分 | 28.03950　月分 | 33.27075　月分 |
| 勤続３０年 | 34.73550　月分 | 40.80375　月分 | 34.73550　月分 | 40.80375　月分 |
| 勤続３５年 | 39.75750　月分 | 47.70900　月分 | 39.75750　月分 | 47.70900　月分 |
| 最高限度 | 47.70900　月分 | 47.70900　月分 | 47.70900　月分 | 47.70900　月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置（２～２０％加算） | | 定年前早期退職特例措置（２～４５％加算） | |
| １人当たり平均支給額 | 2,148　千円 | 24,474　千円 | | |

③　特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 支給実績（令和７年度決算） | 6,596 | 千円 |
| 支給１人当たり平均支給年額（令和７年度決算） | 36 | 千円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和７年度） | 92.7 | % |
| 手当の種類（手当数） | 8 | 種類 |

| 手当の名称 | 支給対象 | 左記職員に対する支給単価 | |
|---|---|---|---|
| 災害等出動手当 | 火災、救助等の災害現場に出動し、災害現場活動に従事した消防職員 | １回 | 300 円 |
| 救急業務手当 | 救急業務に従事した職員 | １回 救命士 | 400 円 |
| | | その他 | 200 円 |
| | 救急救命士が救急救命士法に定める特定行為を実施した場合に、加算支給。ただし、救急業務１回に対して１行為ごとに１回の支給とする。 | １行為 | 300 円 |
| 潜水活動業務手当 | 潜水器具を用いて行う水中活動に従事した職員 | １回 | 300 円 |
| | 水中活動訓練（プール等は除く。） | １日 | 300 円 |
| 低酸素現場等活動業務手当 | 空気呼吸器を必要とする災害現場で空気呼吸器を用いて災害現場活動に従事した職員 | 災害１件 | 300 円 |
| 機関員業務手当 | 火災、救急及び救助等の業務に従事し、道路交通法で定める緊急自動車として運転をした職員。ただし、道路交通法で定める普通自動車免許で運転することができる自動車を運転した場合を除く。 | １回 | 300 円 |
| 緊急消防援助隊派遣職員特殊勤務手当 | 消防組織法第４４条第１項の規定に基づき、緊急消防援助隊として派遣された職員 | １日 | 1,500 円 |
| 深夜特殊業務手当 | 正規の勤務時間の全部又は一部を午後１０時から翌午前５時までに割り振られた交替制勤務に従事した職員 | ２時間以上 | 300 円 |
| | | ２時間未満 | 半額 |
| | 消防救急無線の運用及び監視並びに消防指令業務に従事する職員 | ２時間以上 | 500 円 |
| | | ２時間未満 | 半額 |
| 感染症防疫作業手当 | 感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護等の作業に従事した消防職員 | １日 | 500 円 |
| （新型コロナ感染症の特例） | （住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置） | 日額 | 4,000 円 |
| | | 日額（接触なし） | 1,500 円 |

④　時間外勤務手当（令和７年度決算）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 行政職 | 支給実績 | 165 | 千円 |
| | 支給職員１人当たり平均支給年額 | 165 | 千円 |
| 消防職 | 支給実績 | 33,461 | 千円 |
| | 支給職員１人当たり平均支給年額 | 182 | 千円 |

⑤　休日勤務手当（令和７年度決算）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 消防職 | 支給実績 | 53,863 | 千円 |
| | 支給職員１人当たり平均支給年額 | 294 | 千円 |

⑥　夜間勤務手当（令和７年度決算）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 消防職 | 支給実績 | 12,190 | 千円 |
| | 支給職員１人当たり平均支給年額 | 67 | 千円 |

⑦　その他の手当

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 |
|---|---|---|
| 扶養手当 | 配偶者以外の扶養親族<br>子　13,000円　父母等　6,500円<br>満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 | |
| 住居手当 | 〈借家等居住者〉<br>月額27,000円以下の家賃　家賃額－16,000円<br>月額27,000円を超える61,000円未満の家賃<br>（家賃額－27,000円）×1／2＋11,000円<br>月額61,000円以上の家賃　28,000円 | 同 |
| 通勤手手 | 〈交通機関利用者〉<br>運賃総額　限度額　55,000　円<br>〈交通用具使用者〉<br>2ｋｍ以上5ｋｍ未満　2,000　円<br>5ｋｍ以上10ｋｍ未満　4,200　円<br>10ｋｍ以上15ｋｍ未満　7,300　円<br>15ｋｍ以上20ｋｍ未満　10,400　円<br>20ｋｍ以上25ｋｍ未満　13,500　円<br>25ｋｍ以上30ｋｍ未満　16,600　円<br>30ｋｍ以上35ｋｍ未満　19,700　円<br>35ｋｍ以上40ｋｍ未満　22,800　円<br>40ｋｍ以上45ｋｍ未満　25,900　円<br>45ｋｍ以上50ｋｍ未満　29,100　円<br>50ｋｍ以上55ｋｍ未満　32,300　円<br>55ｋｍ以上60ｋｍ未満　35,500　円<br>60ｋｍ以上　38,700　円 | 同 |
| 単身赴任手当 | 基礎額30,000円に距離に応じた一定額を加えた額 | 同 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給 | 同 |

（７）特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

| 区分 | 報酬額 |
|---|---|
| 組合長 | 年額　65,000　円 |
| 副組合長 | 年額　59,000　円 |
| 運営理事 | 年額　49,000　円 |
| 議長 | 年額　49,000　円 |
| 副議長 | 年額　39,000　円 |
| 議員 | 年額　33,000　円 |

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間の状況（令和８年４月１日現在）

勤務時間　　8:30～17：15（1週間の勤務時間　38時間45分）

休憩時間　　12：00～13：00

注）　業務の性質により、上記の勤務時間によることができない勤務箇所（消防）の勤務時間は別に定めています。

（2）休暇の状況（令和８年４月１日現在）

| 区分 | 事由 | 期間 |
|---|---|---|
| 年次有給休暇 | | 20日 |
| 病気休暇 | 下記以外 | 90日以内の期間 |
| | 結核性疾患 | 1年以内の期間 |
| | 公務上の負傷若しくは疾病、又は通勤による負傷若しくは疾病 | 必要と認められる期間 |
| 特別休暇 | 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | 必要と認められる期間 |
| | 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 | 必要と認められる期間 |
| | 骨髄又は末梢血幹細胞移植のための登録又は提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等 | 必要と認められる期間 |
| | 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 | 5日以内の期間<br>(1の年において) |
| | 結婚休暇 | 7日を超えない期間 |
| | 不妊治療休暇 | 5日以内の期間(1の年において) |
| | 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が受ける母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 | 1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要があると認める期間 |
| | 産前休暇（8週間以内に出産する予定である女子職員） | 出産の日までの申し出た期間 |
| | 産後休暇 | 産後8週間 |
| | 生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 | 1日2回それぞれ45分以内の期間 |
| | 生理休暇 | 必要と認められる期間 |
| | 妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 | 妻が出産入院する日から出産の日後2週間経過する日までの期間内において3日以内の期間 |
| | 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を職員が養育する場合 | 産前産後期間内において5日以内の期間 |
| | 中学校の終期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 5日以内の期間(1の年において子1人につき) |
| | 要介護者の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務勤務しないことが相当であると認められる場合 | 5日以内の期間(1の年において) |
| | 忌引休暇 | 親族に応じ連続する日数（1～7日以内の期間) |
| | 父母の追悼のための特別な行事 | 1日の範囲内の期間 |
| | 夏季休暇 | 5日以内 |
| | 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 7日以内 |
| | 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により著しく出勤が困難である場合 | 必要と認められる期間 |
| | 地震、水害、火災その他の災害の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 介護休暇 | 配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合 | 6月以内 |

5　職員の休業の状況

（1）育児休業及び部分休業の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

| 区　分 | 育児休業取得者数 | 部分休業取得者数 |
|---|---|---|
| 行政職 | 0　人 | 0　人 |
| 消防職 | 5　人 | 0　人 |
| 計 | 5　人 | 0　人 |

（2）介護休暇の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

な　し

6　職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

地方公務員法では、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務遂行に支障がある等の場合、職に必要な適格性を欠く場合又は職制等の改廃等により過員等を生じた場合のいずれかに職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を降任し又は免職することができることになっています。

また、心身の故障のため長期休養を要する場合又は刑事事件に関し起訴された場合のいずれかに職員が該当するときも、分限処分として、その意に反して、職員を休職にすることができます。

| 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 0　人 | 0　人 | 1　人 | 0　人 | 1　人 |

（2）懲戒処分の状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

地方公務員法では、職員が、法令に違反した場合、職務上の義務の違反又は職務を怠った場合若しくは全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に、懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができることになっています。

| 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 0　人 | 0　人 | 0　人 | 0　人 | 0　人 |

7　職員の服務の状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

| 区分 | 許可数 |
|---|---|
| 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねるもの | 0　人 |
| 自ら営利を目的とする私企業を営むもの | 0　人 |
| 報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの | 8　人 |
| 合計 | 8　人 |

8　職員の退職管理の状況

該当者なし

9　職員の研修の状況

| 区分 | 主催 | 内容 | 受講者数 |
|---|---|---|---|
| 一般研修 | 石川県市町村職員研修所 | 新任課長研修 | 7　人 |
| | | 新任課長補佐研修 | 7　人 |
| | | 新任係長研修 | 6　人 |
| | | ハラスメント相談の受け方研修 | 4　人 |
| | | 戦略的広報研修 | 6　人 |
| | | 入札・契約事務研修 | 5　人 |
| | | 地方行政財政研修 | 1　人 |
| | | セルフケア能力向上研修 | 1　人 |
| 消費生活関係研修 | 国民消費生活センター | 消費者行政職員研修　管理職講座 | 1　人 |
| | | 消費生活相談員研修　専門・事例講座 | 3　人 |
| | | 消費者行政職員研修　基礎力強化研修 | 2　人 |
| | | 消費者教育推進研修　講師養成講座 | 1　人 |
| | | 消費者教育コーディネーター研修 | 1　人 |
| | 石川県 | 消費生活相談担当者研修会 | 1　人 |
| | | 市町消費生活相談員等スキルアップ研修 | 1　人 |
| | | 消費者担い手育成研修 | 2　人 |
| 消防関係研修 | 石川県消防学校 | 初任教育 | 10　人 |
| | | 初級幹部科 | 4　人 |
| | | 警防科 | 3　人 |
| | | 予防査察科 | 3　人 |
| | | 火災調査科 | 5　人 |
| | | 救急科 | 7　人 |
| | | 救急救命士生涯教育講習 | 2　人 |
| | | 兼任救急隊員教育講習 | 1　人 |
| | | 通信指令員技術向上研修 | 4　人 |
| | | 水難救助科 | 4　人 |
| | 消防大学校 | 予防科 | 1　人 |
| | | 警防科 | 1 |
| | | 幹部科 | 1 |
| | 救急救命東京研修所 | 救急救命士養成 | 2　人 |
| | 広島市消防局 | 救急救命士養成 | 2　人 |
| | 救急救命九州研修所 | 指導救命士養成 | 1　人 |
| 合計 | | | 100　人 |

10　職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）厚生制度の状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

| 区分 | 対象者 | 受診者数 | 受診率 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 定期健康診断 | 全職員 | 171　人 | 91.0　% | 人間ドック受験　　14　人 |

（2）公務災害の認定状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

| 区　分 | 公務災害認定 | 通勤災害認定 |
|---|---|---|
| 行政職 | 0　件 | 0　件 |
| 消防職 | 3　件 | 0　件 |
| 計 | 3　件 | 0　件 |

（3）公平委員会の報告事項

| 区　分 | 件　数 |
|---|---|
| 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 0　件 |
| 不利益処分に関する不服申立ての状況 | 0　件 |